海外ホットライン

次の国(地域)にご滞在中は、下記の電話番号へおかけください。海外ホットラインに直接つながり、通話料は無料です。

インに直接つなかり、	通話料は無料です。		
ご滞在先	電話番号	ご 滞 在 先	電話番号
北アメリカ・中南米	关・太平洋諸島から	(トールフリーダイ	マル)
アメリカ(本土・ハワイ)	1-833-950-0893	コロンビア	01-8009-812123
カ ナ ダ	1-833-907-6700	ブ ラ ジ ル	0800-761-0212
アルゼンチン	0800-777-0085	ペ ル ー	0800-53-280
メキシコ	01-800-123-3308		
アジアから(トール	レフリーダイヤル ※	《一部ダイヤル直通)	
中 国	4001-203739	インドネシア	007803-81-1-0038
香 港	800-90-0356	タイ	1800-011-212
台 湾	00801-81-2770	フィリピン	1-800-1-8110336
韓国	00798-81-1-0831	ベトナム	120-81-045
シンガポール	800-8110-824		
オセアニアから(ト	、 ールフリーダイヤル	V)	
オーストラリア	1-800-718-264	ニュージーランド	0800-64-0363
ヨーロッパ・中近東	ミ・アフリカ・ロシ フ	アから(トールフリ-	-ダイヤル)
アラブ首長国連邦	800-081-0-0144	チェコ	800-143-106
イギリス	0808-23-44567	デンマーク	8025-4536
イスラエル	1-80-946-5201	ド イ ツ	0800-1-80-2112
イタリア	800-7-83839	ハンガリー	06-800-21617
オーストリア	0800-298828	フランス・モナコ	0800-90-6165
ギリシャ	00-800-8113-0137	ベルギー	0800-1-2552
ス イ ス	0800-89-5138	ポーランド	00-800-811-1219
スウェーデン	020-790-250	ポルトガル	800-8-81-040
スペイン	9009681-90	南アフリカ	0800-99-5549
ロシア	8-800-301-8861	ルクセンブルク	8002-6045
無料電話がご利用にな	なれない場合や上記以	外の国または地域から	(81) 50-3820-1301
	無料電話		0120-08-1572
日本国内から	無料電話がご利用に	こなれない場合	018-888-9547
※各電話番号については最新のものを記載しておりますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがありますので、電話がつながらない場合は (81) 50-3820-1301へコレクトコールをご利用しておかけください。 ※ダイヤル直通の通話料は、お客様負担とさせていただきますのでご了承ください。 (コレクトコールのご利用をお勧めいたします。) ※地域・電話機の種類(公衆電話、携帯電話等)・ホテルによっては、トールフリーダイヤルやコレクトコールが利用できない場合があります。 トールフリーダイヤルやコレクトコールを利用できない場合の通話料、ホテル等から別途サービス料・手数料等の名目で請求された費用につきましては、お客様負担とさせていただきます。ご了承ください。 ※番号は2023年9月担存のものです。			

海外ホットラインご利用の際には、MUFGカード会員であることおよび「氏名」、「年令」、「性別」、「MUFGカード番号及び有効期限」をはっきりお伝え下さい。

本冊子はご旅行の際に必ずお持ち下さい。

ACCIDENT INSURANCE

一般カード/学生カード(提携) 付帯保険のご案内



付帯保険のご案内

一般カード/学生カード会員の方に海外旅行傷害保険が適用 (付帯) されるためには、下記の利用条件を満たすことが必要です。

海外旅行傷害保険(利用条件付)の適用条件

海外旅行に関する所定の料金のお支払いに本カードをご利用い ただいた場合、海外旅行傷害保険が付帯されます。

※所定の料金とは

①「搭乗する公共交通乗用具」または②「参加する募集型 企画旅行しの料金。募集型企画旅行は、日本出国前にカー ドをご利用いただいた場合に限ります。

三菱UFJニコス㈱を保険契約者とし、会員の皆様を被保険者(保 険の補償を受けられる方)として保険契約を締結しております。 本小冊子は、保険契約の内容や保険金請求の手続きについてご 説明しております。ご旅行にお出かけになる前にご一読のうえ、 緊急時に備えてご携帯ください。

■保険の内容について

本小冊子は、本カードに付帯される保険の概要を記載したも のです。保険の内容は損害保険ジャパン㈱の保険約款により ます。保険(補償)内容は予告なく変更する場合もありますので、 あらかじめご了承ください。

日次

海外旅行傷害保険被保険者証	
付帯保険一覧	
海外旅行傷害保険の補償内容	5
国内旅行傷害保険の補償内容	7
保険金をお支払いできない主な場合	9
ショッピング保険の補償内容](C
保険金の請求について]	1
海外ホットラインのご利用について*13	3
コレクトコールのかけ方14	4

※海外旅行傷害保険の適用条件を満たしていない方はご利用できません。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社(幹事)

事故時の連絡先

損保ジャパンMUFGカード事故受付デスク

(24時間年中無休)

國。0120-786-661

お問合せ先

カードに付帯されている保険の種類、補償額等概要に関して MUFGカードコールセンター

№ 0570-050535±たは03-5489-6165

受付時間/9:00~17:00 (無休・年末年始は休み) ※お電話の際、お手元にMUFGカードをご用意ください。

各保険の詳細に関して(取扱代理店)

エスティ保険サービス株式会社 20,0120-515-455

受付時間/9:00~17:00 (土・日・祝・年末年始休)

海外旅行傷害保障被保障者証

OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

被保険者証番号:一般カード・学生カード会員番号

被保険者 ・一般カード・学生カード会員(本会員・家族会員) 補償期間 :一般カード・学生カード会員としてご入会日以降にご

出発される海外旅行(渡航)より対象とし、一般カード 会員である期間。ただし、補償期間は日本を出国した日 の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後

12時まで、かつ自宅を出発してから帰宅するまでとし、1 回の旅行につき、日本を出国してから最長90日を限度

とします。

INSURED NO · MUEG CARD NO

INSURED · MUFG CARD CARDHOLDER

POLICY PERIOD: Policy period is 90days attached from 0:00 a.m. on the day

preceding insured's departure date and expires at 12:00 p.m. on the day after return date.

EFFECTIVE DATE: The effective date of coverage will be 12:00 midnight day

preceding departure date and expiring 12:00 midnight day

after return date.

(E.G.)If departure is on Oct.11th and return Oct.28th,the effective date of coverage will be 0:00 a.m. Oct.10th and

expiring 12:00 p.m. Oct.29th.

補償內容(COVERAGE)	保険金額(AMOUNT INSURED)
傷害による死亡・後遺障害	2,000万円
(INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY)	(¥20,000,000)
傷害による治療費用	100万円
(INJURY MEDICAL EXPENSES)	(¥1,000,000)
疾病による治療費用	100万円
(SICKNESS MEDICAL EXPENSES)	(¥1,000,000)
携行品の損害(1事故免責3,000円)	1旅行 20万円 (¥200,000 per traveling)
(BAGGAGE [deductible ¥3,000])	保険期間中 100万円限度 (¥1,000,000 annual aggregate)
賠償責任	2,000万円
(LIABILITY)	(¥20,000,000)
救援者費用	100万円
(RESCUER'S EXPENSES)	(¥1,000,000)

損害保険ジャパン㈱は上記のとおり一般カード・学生カードの会 員であるあなたが、三菱UFJニコス株式会社を保険契約者とする海 外旅行傷害保険の被保険者であることを証明します。

This is to certify that "MUFG CARD OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are a MUFG CARD cardholder.

Sompo Japan Insurance, Inc.

付帯保険一覧

I. 海外旅行傷害保険(利用条件付)

被保険者:一般カード・学生カード本会員および家族会員

適用条件:被保険者が「搭乗する公共交通乗用具」または「参加する募集型

企画旅行」の料金のお支払いに本カードをご利用いただいた海外旅行を対象とします。(募集型企画旅行は、日本出国前にカードを

ご利用いただいた場合に限ります。)

補償期間:本カード会員が上記対象となる海外旅行を開始し、かつその料金 のお支払いに本カードをご利用いただいた時以降の当該旅行期間

を補償します。

ただし、1回の旅行の補償期間は、次の期間をもって限度とします。

- ① 日本出国前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金 のお支払いに本カードをご利用いただいた場合は、日本出国 時からその日を含めて90日日の午後12時までの旅行期間
- ② ①に該当しない場合で、日本出国後に公共交通乗用具の料金のお支払いに本カードをご利用いただいた場合は、最初の利用時からその日を含めて90日目の午後12時までの旅行期間
- (注)旅行期間については6ページをご確認ください。

補償内容:

3

補償内容	保 険 金 額 (限度額)
傷害による死亡・後遺障害	最高 2,000万円
傷害による治療費用	100万円
疾病による治療費用	100万円
携行品の損害	1 旅行につき 20万円
(自己負担額: 1 事故につき3,000円)	保険期間中 100万円
賠償責任	2,000万円
救援者費用	100万円

☆詳細は5、6、9ページをご覧ください。

Ⅱ. 国内旅行傷害保険(利用条件付)

本カード会員の方が、国内でのホテル・航空券などの利用代金を事前に 本カードにより支払われた場合、本カード会員とそのご家族に下記の補 償を付帯します。

補償内容		保険金額
航空機に乗客として搭乗中の 事故によるケガ	死亡・	B ÷ 1 000 T III
公共交通乗用具に乗客として 搭乗中の事故によるケガ	後遺障害	最高 1,000万円
宿泊施設に宿泊中の火災・爆 発事故によるケガ	入院	入院1日につき
宿泊を伴う募集型企画旅行参 加中の事故によるケガ	入阮	3,000円

☆詳細は7、8、9ページをご覧下さい。

Ⅲ. ショッピング保険(動産総合保険)

本カード会員の方が、国内外を問わず本カードを利用して購入した物品が、 購入日よりその日を含めて90日以内に偶然な事故によって破損したり、盗難に あった場合などに補償の対象とします。

保険金額(年間限度額)	補償期間	自己負担額
200 E III	購入日よりその日を	1回の事故につき
200万円	含めて90日以内	3,000円

☆詳細は10ページをご覧下さい。

■他に同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

- ※海外旅行傷害保険の場合(他の付帯保険については取扱代理店エスティ保険サービス㈱へご照会ください。)
- (1) 本カードと他クレジットカードをあわせてお持ちの場合
- ①死亡・後遺障害保険金 他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するク レジットカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保 険金を支払います。
- ②その他の保険金 合算金額を限度額とします。(ただし、実際の掲書額を上限とします。)
- (2) MUFGカードのみを複数お持ちの場合
- ①死亡・後遺障害保険金
- 個人カードを一人で複数枚お持ちの場合でも、保有するクレジットカードのそれ それの保険金額は合算せず、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。 ②その他の保険金
 - 複数枚のブランドをお持ちの場合は*、合算金額を限度額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)
- ※Visa・Mastercard。を両方お持ちの場合は、適用する保険金額は1枚分とします。 (注) 当社、他クレジットカード会社発行の法人・コーポレートカードをお持ちの場合
- ①死亡・後遺障害保険金原則として合算金額とします。(ただし、当社所定の一部の法人・コーポレートカードについては合算の対象外とする場合があります。詳しくは1ベージ記載のお問会せ作までご連絡ください。)
- ②その他の保険金 合算金額を限度額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)
- 2他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について
- ■部に江思り休院学前に加入されている場合のの文が休院並について ①死亡・後遺障害保険金
- で、 「我園神音体映画本 本付帯保険の保険金額(クレジットカード複数保有の場合、上記■ご参照)と、 任意加入保険の保険金額を合質します。
- ②その他の保険金 合算金額を限度額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)
- 3海外・国内旅行傷害保険における保険金の代理請求人制度について
- 被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合、以下の方々を代理請求人とすることができます。代理請求人となりうる方には その旨をあらかじめお伝えください。
- ・被保険者の配偶者
- ・配偶者がいないときは3親等以内の親族
- 4死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者の法定相続人とします。受取人の指定はできません。



海外旅行傷害保険の補償内容

カード利用条件付(実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン㈱と締結した保険契約の約款・各特約にもとづきます。)

担	2保項目	補償する場合	補償する保険金	保険金額 (限度額)
傷害	死 亡	被保険者が補償期間中の偶然な事故によりケガをして、 事故発生日からその日を含めて180日以内に ①死亡した場合 ②後遺障害が生じた場合	保険金額の100% その程度に応じて保険金額の4%~100% ①でお支払いする保険金は、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、結束とします。また、②でお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。	2,000万円
	治療費用	被保険者が補償期間中の偶然な事故によりケガをして、 医師の治療を受けた場合	治療に要した次の費用のうち実際に支出された金額 ●医師の診療費、処置費、手術料●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料●X線検査費、諸検査費、手術室争職業看護師費●入院・通院のための交通費●入院費●入院・通院のための交通費●入院費●入院・	100万円
疾病	治療費用	●被保険者が補償期間中に発病し(または補償期間中に原因が発生した病気を補償期間終了後に発病し、補償期間終了後に発病し、補償期間終了後に発病し、補償期間終了後に発病し、補償期間終者が補償期間中に膨染した特定の感染症(コレラ、ベスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリヤ、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症と直接の原因として、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を受けた場合	可能時のホテル客室料●病院までの緊急移送費 ●医師の指示による転院費用●治療のための通訳 雇力費用●入院諸雑費(身の即り品購食)●旅行行 程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)●医師の診断書費用 ただし、ケが場合は初診の日からその日を含めて180日以内、疾病の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 ※治療費用保険金については、社会保険等公的制度により、被保険全が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分はお支払い対象としません。	100万円
被保険者が所有かつ携行する身の回り品(旅行開始前に その旅行のために他人から無償で借り、携行するものを 含みます。)が補償期間中に盗まれたり事故によりこわれ たりした場合		その旅行のために他人から無償で借り、携行するものを 含みます。)が補償期間中に盗まれたり事故によりこわれ	損害額から自己負担額3,000円を引いた額 1個または1対につき10万円を限度とし、時価額または修 理費のいずれか低い方を限度としてお支払いします。 また、運転免許証については再発給予数料を限度、乗 車船券・航空券、現地での減売書発行費用または現 地でのパスポート再発行費用は5万円を限度とします。	1旅行につき 20万円 保険期間中 100万円
賠 償 責 任 り他人のもの (レンタル業者から賃借した旅行用品を含む)をこわ 用●弁護士報酬●仲裁・和解・調停		●法律上支払わなければならない損害賠償金●訴訟費 用●弁護士報酬●仲裁・和解・調停に要した費用 (注)事前に損害保険ジャパン㈱の承認を必要とします。	2,000万円	
被保険者が補償期間中に ●ケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは3日以上継続して入院をした場合 ●病気により死亡した場合または補償期間中に発病し医師の治療を受け補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ●発病し医師の治療を受け3日以上継続して入院をした場合 ●事故により遺難(生死不明ならびに航空機、船舶の行方不明を含む)した場合		●ケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは3日以上継続して入院をした場合 ●病気により死亡した場合または補償期間中に発病し医師の治療を受け補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ●発病し医師の治療を受け3日以上継続して入院をした場合 ●事故により遭難(生死不明ならびに航空機、船舶の行方不明	被保険者および親族の方が実際に支出された次の費用 (保険期間を通じて保険金額限度) (1 捜索教助費用。②教援者の現地までの往復航空運賃などの交通費。③教援者のホテルなど宿泊施設の客室料。(教援者)3 表記 (1 名につき14日分まで) (1 教援者の赤テルなど宿泊施設の客室料。(教援者) (1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	100万円

ご注意

3ページ記載の旅行期間とは旅行のため住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。

国内旅行傷害保険の補償内容

カード利用条件付(実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン㈱と締結した保険契約の約款・各特約にもとづきます。)

担	保項目	補償する場合/保険金額	本カードのご利用内容	左記利用に対応する補償内容		
		カード会員およびそのご家族が日本国内を旅行中、 右記のケガにより事故発生日からその日を含めて180日	①国内航空券の本カードによる購入	当該航空機に乗客として搭		
	死 亡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以内に ●死亡した場合 1,000万円	②航空券チケットレスサービスの本カー ドによる利用	乗中の事故によるケガ		
	区医件口	●後遺障害が生じた場合その程度に応じて40万円~1,000万円	(3)公共交通乗用具の乗車券の本カードに			
傷		カード会員およびそのご家族が、日本国内で右記の	④宿泊クーポンの本カードによる購入			
害	入 院	ケガにより ●入院した場合・入院1日につき 3,000円	⑤宿泊料金のチェックイン以前の本カードに よる前払(事前に宿泊予約が必要)	当該宿泊施設(旅館・ホテル 等)に宿泊中の火災・破裂・		
	手 術	●手術を受けられた場合… 入院中の手術の場合には入院保険金日額の10倍、入	⑥旅行代理店やツアーデスク等より宿泊を 予約し、かつその宿泊料金を本カードによ り支払った場合	爆発事故によるケガ		
	, ,	院中以外の手術の場合には入院保険金日額の5倍(た だし1事故につき1回の手術に限ります。)	⑦宿泊を伴う募集型企画旅行クーポンの本 カードによる購入	当該募集型企画旅行参加中 の事故によるケガ		

ご注意

- (1)入院保険金·手術保険金は事故発生日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象としません。
- (2)航空機搭乗中の場合、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構 内および不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中における傷害事故を含み ます。
- (3)「公共交通乗用具」とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法 などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、 電車、船舶、バスなどをいいます。
- (4)「公共交通乗用具の乗車券」には、定期券、オレンジカード等のプリペイドカード、回数券は含まれません。
- (5)「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の目的地・日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に定める旅行)をいい、一般的に会社の慰安旅行や業務出張などは募集型企画旅行とはなりません。詳しくは旅行代金を本カードでお支払いいただく際

にご確認ください。

- (6)「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の交通・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用した時から最後の交通・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。また、当該募集型企画旅行の日程に、旅行会社の手配による交通機関・宿泊総設等のサービス提供を一切受けない日は除きます。(標準旅行業約款に基づく補償金および見舞金の支払いが行われない旨が契約書面に明示された場合)
- (7)カードの利用は、直接本人が行っていない場合も有効です。
 - 〈例〉家族会員がカードを利用して航空券を購入し、本会員がその航空 券を利用して航空機搭乗中に事故にあった。
- (8)補償の対象となる家族(家族特約対象者)とは、会員の配偶者、同居の親族および未婚の子をいいます。

など

など

保険金をお支払いできない主な場合

①海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険共通

○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失

○被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為、酒酔運転、無 資格運転

○被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失

○戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射 能汚染

○むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付ける に見れる医学的(性管)に見のないもの

に足りる医学的他覚所見のないもの ○危険な運動(ビッケル、アイゼンなどを使用する山岳登 はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) 中の事故

※国内旅行傷害保険の場合は地震・噴火・津波によるケガは補償できません。

②海外旅行傷害保険

傷

9

- /MJ/ I	加门场台体内
疾病	○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ○被保険者の妊娠、出産・早産、流産に起因する疾病 ○戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射 能汚染 ○旅行出発前より発病している疾病 ○歯科治療 ○ビッケル・アイゼンなどを使用する山岳登はん中に発病 した高山病
携行品	○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○電気的・機械的事故 ○単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ○携行品の欠陥または自然の消耗 ○携行品の習忘れまたは紛失 ○戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染 ○差押え、破壊等の公権力の行使(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。) ○危険な運動(ビッケル、アイゼンなどを使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)中のその運動固有の用具の損害 ☆次のような携行品に生じた損害 ・現金、小切手、ブリペイドカード、有価証券等/クレジットカード、預金証書等に大り、原面等/表し、コンタクトレンズ/動物、植物/ウィンドサーフィン・スキューバダイビングに関する用具
賠償責任	○被保険者の故意、心神喪失、暴行、殴打 ○被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ○被保険者の親族に対する事故 ○被保険者が所有・使用・管理する財物に対する事故(ただし、ホテルのルームキー、レンタル業者から借用した旅行用品などは除きます。) ○自動車、航空機、船舶、銃器、不動産の所有・使用または管理に起因する事故
救援者費用	○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の闘争行為、犯罪行為、酒酔運転、無資格運転、 自殺行為(死亡の場合を除く) ○被保険者の妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病(死亡の 場合を除く) ○戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射 能汚染 ○歯科疾病 ○危険な運動(ピッケル、アイゼンなどを使用する山岳登 はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) 中の事故

ショッピング保険(動産総合保険)の補償内容

(実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン㈱と締結した保険契約の約款にもとづきます。)

保険金のご請求には、カードの売上票が必要です。

払保 被保険者 (本会員・家族会員) が、本カードを利用して商品を購入 い険 し、購入日 (配達等による場合は受取日) よりその日を含めて90 ま変 目以内にそれらの商品が破損・盗難・火災等の偶然の事故により 場割損害を被った場合。捕慣対象者は補償の対象になる物品を正当な 合支 権利をもって所有している方。

保お 被保険者(本会員・家族会員) 1 名あたりの年間限度額を200万円 険支とし、本カードのご利用額(管理が可能な場合は、損害品のカー金払 ドご利用額を限度とした修理金額)から、自己負担額3,000円(免 責金額)を控除した金額を限度にお支払いします。 溶する 書額のみを対象とします。

次のような原因により生じた損害。

金

お支払

L١

でき

ない

な

僧

0

対

象と

な

な

LI

主な

商品

①被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者(保 険金受取人)の故意または重大な過失に起因する損害。 後被保険者と同一世帯の親族の故意に起因する損害。

③補償の対象となる商品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損害。

(利潤原の対象となる商品のかしに起因する損害。ただし、被保険者またはこれらの者に代わって管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかったかしによって生じた事故に因する損害を除く。

(5)加工(修理を除く。)を施した場合、加工着手後に生じた損害。 修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙 劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災また は破裂・爆発が発生した場合を除く。 (6)戦争(宣戦の有無を問わず)その他の変乱に起因する損害。

⑦差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除く。

®核燃料物質(使用消燃料を含む。) もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。) の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害。

◎電気の事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除く。。

⑩詐欺または横領に起因して生じた損害。

①置き忘れ、紛失、置き忘れ後の盗難に起因する損害。 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。

砂崩れ等の水災に起因する損害。 ⑭補償の対象となる商品の受取前の損害および別送品。

⑭伸慣の対象となる商品の受取削の損害および別送品。 ⑮会員規約違反により購入した物品の損害

①玄真成が進入により焼入した物品の頂白

①船舶(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、ジェットスキーおよびボートを含む)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、 ウィンドサーフィン、スキー、ラジオコントロール模型およ びこれらの付属品

③義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する もの

④現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車 券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券・航空券・宿泊 券・観光券および旅行券をいいます。)旅行者用小切手、プリ ペイドカードおよびあらゆる種類のチケット

| ⑤稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの

⑥動物および植物

⑦携帯電話・ボケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサー等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 の付属品 ⑥食料品

9デジタルコンテンツ

注 ギフトカードにて購入した物品は対象としません。

保険金の請求について

①保険金の請求の手続について

補償期間中に万一事故にあわれた場合は事故発生の日から30日以内に事故の報告を行ってください。

A.海外で請求する場合

裏表紙の海外ホットラインにご連絡ください。

B.帰国後国内で請求する場合ならびに国内の事故の場合

それぞれの必要な書類をお持ち帰りのうえ下記の保険会社窓口へご連絡し 保険金請求の手続を行ってください。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社(幹事)

事故時の連絡先

損保ジャパンMUFGカード事故受付デスク

(24時間年中無休) 20120-786-661

②保険金請求に必要な書類

海外旅行中の事故で帰国後請求する場合には下表「現地でしか手配できない 書類 | を忘れずにご用意願います。

書類」を忘れずにご用意願います。						_							
保険金種類保険金請求書類				海外	での	事故			日本国	国内で	の事故		
		(傷害・	携行品損力	死亡保険金	後遺障害	救援者費用等保険	賠償責任	保険金	死亡保険	後遺障害保险	入院保険	ショッピング保	
		疾保 病険	害保険金	金 (傷害)	保険金	等保険金	対人	対物	金(傷害)	険金(傷害)	金(傷害)	ク保険金	
* 4	呆険金請求	書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パス	(ポート(コピ-	-)	0	0	0	0	0	0	0				
現	医師の診断	-	0					0				0	
地で	治療費の明細および領収	書書	0					0					
現地でしか手配できない書類	死亡診断書または3 検案書(死亡地のも	E体.			0		0	0		0			
于配列	事故証明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
じきか	支 出 証明する書	を類	0				0						
が書	示 談 示談金領収	書書	0					0	0				
類	損害額(修理費) を証明する書	等) 類							0				
* ‡	員害品明細	書		0									0
損害	額を証明する書	類		0									0
戸	籍謄	本			0		0	0		0			
*	委 任	状			0					0			
※往	後遺障害診断	書				0		0			0		
損害	状況を示す写	真		0					0				0
	:伝票(お客様打			0									0
旅行	代金等をお支払いい たことを証明する#	た類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

ご注意

- (1)◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要になる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。 (例、空港でスーツケースをうけとった際に破損があった場合は、航空会社の証明をお取りください。)
- (2)※印は保険会社所定の用紙があるものです。
- (3)上記各書類中(コピー)と書いてあるもの以外は、コピーしたものでは認められません。なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。
- (4)海外治療費用保険金、国内入院保険金について、請求額が30万円以下の場合、診断書は原則として省略可能です。
- (5)診断書・事拡証明書等の発行手数料は保険金お支払いの対象外です。 (たし、海外旅行保険のご請求で損害保険ジャバン㈱に提出用の診断 書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご提出ください。)
- (6)盗難事故の場合、警察へ連絡し事故証明書が必要です。警察に行けない場合は、第三者証明が必要です。
- (7)海外旅行において、自動化ゲートをご利用されたためパスポートに出入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表等が必要です。
- (8)写真代、見積料、修理等に要した交通費は保険金お支払いの対象外です。 (9)保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

海外ホットラインのご利用について

本カードの海外旅行傷害保険は、次のような場合、日本語サービスが無料で ご利用いただけます。本冊子裏面の海外ホットラインをご利用ください。

こんなサービスをご提供します。

海外ホットライン

13

・海外でケガ・病気になったときの病院の紹介、 医師の派遣等(下記参照)

・現地で保険金を請求するときの手続の案内および保険会社への取次

・帰国後保険金を請求するときの手続の案内 ・保険事故解決のための手続の案内

・その他保険に関するサービス

※本サービスは、保険対象の事故の場合にご利用いただけます。

海外ホットラインの救急医療サービス内容

海外ホットラインの救援またはアドバイスを本カードに付帯している保険金額を限度にご負担なしで受けることができます。ご連絡をいただき次第、現地の医師と連絡をとりつつ、適切な治療を受けられるよう可能な限りの措置を講じます。なお、容態に応じて次のような措置を講じますが、どのような措置をとるかについては、本サービスの医療チームが判断させていただきます。

病院への移送	最寄りの病院へ入院する必要がある場合や、現在入院中の病院からより設備の整った病院や専門医のいる病院へ転院する必要があると判断される場合には、容態に応じて次のような方法により移送します。 ●鉄道(寝つ車を含む) ● た意設備付小型飛行機なお、移送の決定、移送手段・移送先の選定および移送手続きについては、本サービスの医療チームが判断・手配させていただきます。
医師の派遣	必要に応じ現地へ医師を派遣します。
立替払い 支払保証	治療費、輸送費等の立替払い(または支払保証)が可能 な場合もあります。
自宅への 送	必要に応じて自宅に移送するための手配を行います。
救援者のサポート	救援者費用保険金の対象とする事故が生じた場合に、 救援者の渡航手続等のサポートを行います。

コレクトコールのかけ方

海外ホットラインに連絡するためコレクトコールを利用する場合、下記を参考 におかけください。

〔例〕 ローマ→海外ホットライン

国際電話局オペレータを呼び出した後、以下のようにお話しください。



オーバーシーズ オペレーター

Overseas operator. (国際電話局です。)

あなた

アイド ライク トゥ メイクア コレクトコール トゥ ジャパン I'd like to make a collect call to Japan. ザ ナンバー イズ ファイブゼロ スリーエイトツーゼロ ワンスリーゼロワン The number is 50-3820-1301.

ディス イズミスターカトー アト ローマ This is Mr.Kato at Rome (あなたの電話番号).

(日本ヘコレクトコールをかけたいんですが。 番号は50-3820-1301番です。こちらはローマ(あなた の雷話番号)の加藤です。

オペレーター

オーライ ウィル コール ユーバック All right. We'll call you back. Hang up # カェイト ブリーズ Hold on Truck ウェイト ブリーズ Hold on

(承知しました。お呼びいたしますので・

お切りになって 切らずにそのまま お待ちください。)

あなた

サンキュー Thank you.



サンキュー フォー ウェイティング / ゼイア オン ザ ライン Thank you for waiting. They are on the line.

ゴー アヘッド ブリーズ Go ahead, please.

お待たせしました。お出になりました。どうぞお話しください。



はい、損保ジャパンの海外ホットラインです。